

# 第1章 計画の基本姿勢

## 1 計画の趣旨

子供<sup>1</sup>の貧困対策を総合的に推進することを目的に、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（平成25年法律第64号。以下「法」という。）は、平成26年1月17日に施行されました。この法律の中で子供の貧困対策は、「子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として講ずることにより、推進されなければならない」とされています。

国の動向や子供を取り巻く状況などを踏まえ、本県においても、法の趣旨に鑑み、貧困の状況にある子供が健やかに育成される環境の整備と教育の機会均等を図るため和歌山県子供の貧困対策推進計画（以下「県計画」という。）を策定します。

法（抄）

（目的）

第一条 この法律は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

## 2 計画の位置づけ

県計画は法第9条において定められる「都道府県子どもの貧困対策計画」として策定します。県計画策定にあたっては法第8条で定められる「子供の貧困対策に関する大綱」（平成26年8月29日閣議決定。以下「大綱」という。）を勘案するものとします。

法（抄）

（子どもの貧困対策に関する大綱）

第八条 政府は、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、子どもの貧困対策に関する大綱（以下「大綱」という。）を定めなければならない。

（同条第二項から第六項までを省略する。）

（都道府県子どもの貧困対策計画）

第九条 都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県における子どもの貧困対策についての計画（次項において「計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 都道府県は、計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

<sup>1</sup> 「子供」「子ども」「こども」の表記：県計画では以下により表記することとします。

1. 一般的に使用する場合、原則「子供」と表記。

2. 「子ども・子育て支援法」や「認定こども園」など、法律等の規定で平仮名が使用されているものは、規定に基づき表記。

### 3 計画の基本方針

子供の貧困対策は、貧困の世代間連鎖を断ち切り、県民一人一人が輝きをもって生きていける社会の実現を目指すとともに、和歌山県の将来を支える積極的な人材育成策として推進することが重要です。

県計画では、子供の貧困を取り巻く本県の現状と課題を踏まえ、施策の基本は、一般的な子供関連施策をベースとし、子供に視点をおいた切れ目のない施策が実施されることを第一とします。また、学校を貧困対策のプラットフォームとして位置づけ、福祉関連施策との連携を図るとともに子供の能力・可能性を最大限に伸ばすなど総合的に対策を推進します。

施策の体系化にあたっては、大綱で定める重点施策に沿って、本県で実施する子供の貧困に視点を置いた具体的な施策を「教育の支援」「生活の支援」「保護者に対する就労の支援」「経済的支援」の4つの柱に分類します。

また、県としての指標を設定し、施策の効果等を検証し、必要に応じて施策を見直していくものとします。

法（抄）

（基本理念）

第二条 子どもの貧困対策は、子ども等に対する教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援等の施策を、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として講ずることにより、推進されなければならない。

2 子どもの貧困対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

### 4 計画期間

法及び大綱の見直し時期等に鑑み、県計画の計画期間は、平成29年度から平成33年度の5年間とします。

法 附則抄

（検討）

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。